破産手続廃止

平成２５年（フ）第２号
栃木県小山市東間々田３丁目23番27号
破産者　有限会社寺内金属
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第３１４号
茨城県下妻市下妻丁92番地
破産者　有限会社坂巻佐吉商店
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第８０９号
千葉県市川市柏井町２丁目765番地
破産者　有限会社アイ・エム・テック
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０９７号
千葉市緑区あすみが丘７丁目２番地１サンクレイドルあすみが丘106号
破産者　三井　　誠
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２５号
相模原市緑区東橋本１丁目13番15号
破産者　株式会社極楽家族会
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８２号
静岡市駿河区高松１丁目23番１―301号
破産者　有限会社エスアール警備
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１９７号
愛知県日進市岩崎町小林145番地80
破産者　高木珠子こと　宋　　榮玉
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０１号
愛知県海部郡蟹江町錦１丁目20番地
破産者　株式会社Ｉ・Ｓグループ
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０７号
愛知県小牧市小牧原３丁目170番地
破産者　株式会社堀井製作所
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５３０号
名古屋市瑞穂区鍵田町１丁目43番地
破産者　株式会社白鳥運輸
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９４６号
名古屋市中区丸の内３丁目18番９号
破産者　有限会社アートロマ・フローラルデザイナー学院
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８８号
愛知県東海市名和町戸石15番地の１
破産者　有限会社マックス東海
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２３７号
京都府向日市上植野町切ノ口24番地の23
破産者　株式会社近畿警備サービス
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５９６号
大阪府泉大津市豊中町１丁目２番２号
破産者　有限会社光谷興建
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６２９号
大阪府泉佐野市栄町３番７号
破産者　シモデヤ株式会社
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６３０号
最後の住所大阪府泉佐野市市場南１丁目５番27号
破産者　被相続人亡下出谷先雄相続財産
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
兵庫県姫路市亀井町35番地
破産者　有限会社コヤマ洋服店
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４３３号
岡山市東区東平島89番地１
破産者　株式会社湯浅商店
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９０５号
広島県廿日市市新宮１丁目10番62号　301
破産者　被相続人亡尾垣昭子の相続財産
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１号
釧路市富士見３丁目６番14号
破産者　株式会社石井電工
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第４４２号
茨城県那珂郡東海村大字須和間640番地の169
破産者　茨城インターナショナルサービス株式会社
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１１０６号
東京都八王子市明神町４丁目27番14号リビエールハヤシビルディング502号、更正前の住所東京都八王子市八幡町８番１号第２長嶋ハイツ203号
破産者　須永　弘文
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部